

**金融トラブル連絡調整協議会参加団体等における裁判外紛争処理に係る取組みについて（第 28 回協議会提出分）**

[提出団体等]

全国銀行協会

不動産証券化協会

金融庁

金融トラブル連絡調整協議会参加団体等による裁判外紛争処理制度の  
改善のための取組みについて

団体等名	全国銀行協会
決定時期	1. 平成 16 年 9 月 14 日 2. 平成 16 年 10 月 27 日 3. 平成 16 年 11 月 26 日
取組みの概要	1. 銀行よろず相談所運営懇談会（第 7 回）の開催 ○本懇談会は、全銀協の「苦情の受付と解決促進に関する規則」にもとづき、銀行よろず相談所の運営に関して外部有識者（メンバーは別添）から意見を聴取し、運営の改善に役立てることを目的とするものであり、9 月 14 日に第 8 回会合を開催した。 ○懇談会前半では、事務局から次の点について報告した。 (1) 個人情報保護法全面施行に向けた取組みについて (2) 銀行よろず相談所における苦情・相談カテゴリーの改正について (3) 銀行よろず相談所の周知広告 (4) 銀行よろず相談所が相談等を受けた事項に関する全銀協の取組状況（口座不正利用問題・偽造キャッシュカード問題） (5) 銀行よろず相談所の取扱状況 ○懇談会後半では、外部有識者との間で意見交換を行った。 （議事概要は全銀協ホームページで公表）  2. 保険窓口販売関係業界団体連絡会（第 2 回）の開催 ○保険業界と保険窓販を行っている各業界の相談担当者同士の情報交換を行うことを目的に、10 月 24 日に第 2 回会合を開催した。  3. 銀行よろず相談所全国連絡会議（第 5 回）の開催 ○本会合は、苦情事例の研究、業務の改善や連携等、全国の銀行よろず相談所（51 の銀行協会に設置）に共通する諸問題を検討することを目的とするものであり、11 月 26 日に第 5 回会合を開催した。 ○午前の部では、証券仲介業の解禁に伴う対応や苦情・相談カテゴリー一見直し後の取扱状況などについて事務局から説明を行うとともに、最近問題となっている相談事例等に関して、出席者の間で意見交換を行った。 ○午後の部では、来年 4 月に全面施行を控えた個人情報保護法について、事務局から説明を行うとともに、意見交換を行った。
実施予定時期	実施済
備考	

平成15年9月現在

「銀行よろず相談所運営懇談会」外部有識者

【法律学者】（座長）

岩原 紳作 東京大学法学部 教授

【消費者行政機関代表】

好光 陽子 独立行政法人国民生活センター相談部 調査役

【消費者団体代表】

鴨木 房子 社団法人全国消費生活相談員協会 専務理事

関根 啓子 全国消費者団体連絡会事務局

原 早苗 埼玉大学経済学部 非常勤講師  
(金融オンブズネット コーディネーター)

【弁護士会仲裁センター代表】

西口 徹 新宿法律事務所 弁護士

以 上

団体等名	社団法人不動産証券化協会
決定時期	平成16年4月
取組みの概要	<p>「投資商品としての不動産証券化商品チェックポイント」発行</p> <p>社団法人不動産証券化協会（理事長：岩沙弘道 三井不動産株式会社代表取締役社長）では、投資家保護施策の一環として、『投資商品としての不動産証券化商品チェックポイント』（以下、「商品チェックポイント」という）を作成・発行しました。</p> <p>これは、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 最近、「不動産投資」を銘打った詐欺的な不動産証券化商品が個人投資家に販売されるケースが散見されること。</li> <li>② 不動産証券化商品が新しい金融商品であるため一般の方にはあまり知れわたっていないこと。</li> <li>③ 商品の仕組みや法制度が複雑で一度説明を聞いただけでは理解しづらいものであること。</li> </ol> <p>などの事情を受けて、公益団体である当協会が作成したものです。</p> <p>この商品チェックポイントは、不動産証券化商品の購入をお考えの個人投資家を対象に、不動産証券化商品に関する正しい知識を身につけてもらうことを趣旨として、“数ある投資商品の中で、「不動産証券化商品とはどういうものか」、「購入に際してどのような点に注意すべきか」といったポイント”を要約したものです。</p> <p>具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 不動産証券化商品の一般的なスキームや特性</li> <li>② 個人向けに販売されている主な不動産証券化商品の代表的な例（商品の特徴や販売できる業者、購入する方法など基礎的な知識を要約）</li> <li>③ 購入する上での主なチェックポイントや投資家保護の内容</li> </ol> <p>について概説した簡易版リーフレット（A4版折込）と、簡易版の内容をより詳しく説明した詳細版小冊子（A4版全30頁）の2種類があります。</p> <p>簡易版リーフレットは、当協会主催により開催した「ARE Sシンポジウム2004（投資立国への挑戦）」（平成16年10月26日）を皮切りとして、当協会が開催する各種セミナー等で配布していくとともに、独立行政法人国民生活センター、東京都消費生活総合センターなどの消費者苦情相談機関や関係団体等の窓口に設置・配布しております。また、詳細版は今のところ、当協会のホームページによる配信のみを行っており、<a href="http://www.ares.or.jp/">http://www.ares.or.jp/</a> にアクセスするとダウンロードできます。</p>
実施予定時期	平成16年10月～ 実施済み ・簡易版リーフレット、詳細版小冊子の発行、配布・配信開始
備考	
団体等名	金融庁

決定時期	第 161 回国会
取組みの概要	<p>第 161 回国会において、以下の法律が成立した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信託業法（平成 16 年 11 月 26 日）</li> <li>・ 金融先物取引法の一部を改正する法律（平成 16 年 12 月 1 日）</li> <li>・ 違法年金担保融資対策法（貸金業規正法の一部改正法）（平成 16 年 12 月 1 日）</li> <li>・ 預金口座等の不正利用防止法（金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律）（平成 16 年 12 月 3 日）</li> </ul>
実施予定時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信託業法は、平成 16 年 12 月 30 日施行</li> <li>・ 金融先物取引法の一部改正法は、平成 17 年 7 月 1 日施行</li> <li>・ 違法年金担保融資対策法は、平成 16 年 12 月 28 日施行</li> <li>・ 預金口座等の不正利用防止法は、平成 16 年 12 月 30 日施行</li> </ul>
備考	